

消防法施行令、消防法施行規則の改正（平成19年6月13日付）の概要

（グループホーム等の社会福祉施設に関する防火安全対策に関するもの）

1 主な改正点

- ① 消防法における建物用途による区分が変更
- ② 防火管理者の選任や消防用設備等の設置に関する基準が変更

2 改正の対象となる施設

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム※1、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設※2、肢体不自由児施設※2、重症心身障害児施設、障害者支援施設※3

◆ 新たに対象となる施設

- 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設
- 老人福祉法第5条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
- 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所（※3）事業を行う施設
- 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護（※3）を行う施設

※1 主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。

※2 通所施設を除く。

※3 主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。

3 改正の内容

項 目	改 正 前	改 正 後
防火管理者	選任が必要な収容人員30人	選任が必要な収容人員10人 必要な資格 甲種防火管理 経過措置 なし
消火器	延べ面積150㎡以上で設置が義務	面積に関係なく全て設置義務 経過措置 平成22年4月1日まで
スプリンクラー設備	延べ面積1000㎡以上で設置が義務	延べ面積275㎡以上で設置義務 経過措置 平成24年3月31日まで
自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上で設置が義務	面積に関係なく全て設置義務 経過措置 平成24年3月31日まで
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上で設置が義務	面積に関係なく全て設置義務 経過措置 平成24年3月31日まで
消防機関による検査	延べ面積300㎡以上で義務	面積に関係なく全てに義務 経過措置 なし

4 施行期日

平成21年4月1日

※ 詳しい問い合わせは最寄りの消防署まで